公布する。 地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県条例第三十七号

地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条

例

(広島県情報公開条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)の一部を次のように改正す る。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	christen 改 正 後
(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正前

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第二条 改正する。 行政不服審查法施行条例 (平成二十八年広島県条例第二号) 0) 一部を次のように

第五条 第二条から前条までに定めるもののほ(手数料に係る委任)	改 正 後	
第五条 第二条から前条までに定めるもののほ(手数料に係る委任)	改 正 前	

営企業の管理者が定める。か、手数料に関し必要な事項は、知事又は公

定める。営企業の管理者若しくは病院事業の管理者が対で、手数料に関し必要な事項は、知事又は公か、手数料に関し必要な事項は、知事又は公

(広島県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和四年広島県条例第三十三号)

の一部を次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正後
(定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正前

(広島県職員定数条例の一部改正)

第四条 改正する。 広島県職員定数条例 (昭和二十四年広島県条例第四十三号) 0) ___ 部を次のように

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

(定義)	改正後
院事業に常時勤務する職員を除く。)をいう。院事業に常時勤務する職員を除く。)をいう。今の事務部局に常時勤務する地方公務員(副育委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員套、労働委員会及び海区漁業調整委員会、監査委員、とは、知事、議会、第一条 この条例で「職員」とは、知事、議会、第一条	改正前

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 職員の給与に関する条例 (昭和二十六年広島県条例第二十二号) \mathcal{O} _ 部 を次のよ

うに改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後	
改正前	

附 則

5 1

17 <u>|</u> <u>≡</u> 略)

> 附 則

1—4 (略) 5 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員(地方公定する病院事業に従事する企業職員(地方公定する病院事業に従事する企業職員(地方公定する病院事業に従事する企業職員(地方公定事に関ける職員を除く。)及び同法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員を除く。)及び同法第二十二条の二第一項と別しては、この条例を準用する。たび基準に関しては、この条例を準用する。ただし、給料表に関しては、次の各号に定める基準による。 5

6

(特別職の退職手当に関する条例の 部改正)

第六条 ように改正する。 特別職の退職手当に関する条例 (昭和三十四年広島県条例第 号) \mathcal{O} ___ 部 を次 \mathcal{O}

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

(退職手当の支給及び額) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 教育長 千分の二百四十六	のとする。	改正後
(退職手当の支給及び額) 2 (略) 2 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 四 (略) 四 (略)	必要な事項を定めるものとする。 下「特別職」という。)の退職手当に関しての人事委員会の委員及び常勤の監査委員(以の人事委員会の委員及び常勤の監査委員(以第一条 この条例は、知事、副知事、教育長、(この条例の趣旨)	改正前

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第七条 に改正する。 広島県企業職員等定数条例 (昭和四十三年広島県条例第四号) \mathcal{O} 部を次のよう

改正後	
改 正 前	

一条 この条例は、(この条例の趣旨)

第一条 な事項を定めるものとする。 以下「職員」という。)の定数に関し、必要以下「職員」という。)の定数に関し、必要広島県流域下水道事業に常時勤務する職員(

第二条 (略) (略)

<u>.</u>

(職員定数の配分) (職員定数の配分)

第一条 定数に関し、必要な事項を定めるものとする。時勤務する職員(以下「職員」という。)の島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常ニ条 この条例は、広島県土地造成事業、広 一条の条例は、

第二条 (略)

<u>:</u>

三 広島県病院事業の職員 二八〇人

業にあつては病院事業の管理者が定める。第四条 第二条各号に掲げる事業にあつては土地造成事業の管理者の権限を行うあつては土地造成事業の管理者の権限を行うを行うに掲げる事業にあっては土地造成事業の管理者の権限を行うをできる。

(特別職の職員等の給与、 旅費及び費用弁償に関する条例の 部改正)

第八条 第三十八号)の一部を次のように改正する。 特別職の職員等の給与、 旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和五十年広島県条例

教育長(略)		区分 (略) (略) (略) (略)	(一) (略) 別表第三(第三条、第八条関係)	1 3 (略)	附則	(支給対象) (支給対象) (支給対象) (支給対象) (支給対象) (支給対象) (支給対象) (支給対象) (支給対象) (支給対象)	改正後
	(略)	(略)		414			
教育長	略	区分	別表第三	4 1 の第項が 調十の特 の規定 1 2 2 3 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	附	4 (((((((((((((((((((
略	(略) (略)	(略)	(略)	の適用を受ける職員の 第十一条の三に規定す 項の規定にかかわらず、 が特に認めるものの地 が特に認めるものの地 が特に認めるものの地 が特に認めるものの地	則	料監管知	改
	(略)	(略)	第八条関係)	例 る ' 域 の		当貝 教 及 人育	正前
	(略)	(略)	関係)	支給間 で 給料、第あ		「及び旅費を支給する。((以下「知事等」という人(以下「知事等」という人事委員会の常勤の委員育長、公営企業の管理者	נים
	(略)	(略)		給する。 総事 総与条第二 あつて知事		び旅費を支給する。以下「知事等」という。以下「知事等」という。長、公営企業の管理者、長、公営企業の管理者、	

(11)	(略)			
(略			(略)	
)			É	各
			É	
			Æ	俗
			(H	(各)
(11)	(略)	理者	業の管	病院事
(略			(略)	
)			E	各
			É	(各)
			Æ	俗
			-	, fr
			Щ	<u>修</u>

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第九条 ように改正する。 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号)の一部を次の

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

る職(県立丙完こ働務する医师及び歯科医支給する職として病院事業の管理者が定め三十八号)第二条に規定する管理職手当を

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十条 島県条例第一号)の一部を次のように改正する。 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広

3·4 (略)	期類あ九員(末及る十地の企)	1 (各) 則 改 正 後
3・4 (略) 及び期末手当に関する規定を準用する。 の種類及び基準に関しては、この条例の報酬)である短時間勤務会計年度任用職員の給与	で で で で で で で で	1 (各) 則 改正前

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 六号) の一部を次のように改正する。 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

の和改に知る費、改 職	付削 改正後
第 第 第 第 第 五年前いがび規費らる条 では では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます	付 改 正 前

(議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例の一部改正)

第十二条 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例(昭和三十九年広 島県条例第百二号)の一部を次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

	第三条(略)(特に重要な公の施設)	一一七 (略)	第二条(略)(重要な公の施設)	改正後
二—四 (略)	第三条 (略) (特に重要な公の施設)	二一八(略)	「	改正前

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法施行条例 (平成十四年広島県条例第二十七号) うに改正する。 \mathcal{O} 一部を次のよ

改 正 後	
改正前	

一十九 (略)別表第一(第二条関係)

別表第一(第二条関係)

二十 県立病院使用料及び手数料条例(昭和三十) 四十三 (略)

(県立病院使用料及び手数料条例等の廃

正

第十四条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 県立病院使用料及び手数料条例 (昭和二十四年広島県条例第三十
- 広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)
- 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成二十年広島県条例第

三十八号)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(広島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

となる事務に係るものは、同条の規定による改正後の広島県情報公開条例の相当の規定 の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日 おいて「旧情報公開条例」という。) 立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。 により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独)前に旧情報公開条例の規定により病院事業の管理者に対してされた請求その他の行為 この条例の施行の際第一条の規定による改正前の広島県情報公開条例 施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行すること の規定により病院事業の管理者がした処分その他 (以下「施行日」という。 (以下この

(広島県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正に伴う経過措置

3 律施行条例の 務に係るもの 護法施行条例の規定により病院事業の管理者に対してされた請求その他の行為で、施行 た処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法又は旧個人情報保 において「旧個人情報保護法施行条例」という。)の規定により病院事業の管理者がし 第三条の規定による改正前の広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下この項 又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。 以後に この条例の施行の際個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)又は おいては県が設立した地方独立行政法人が管理し、 相当の規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為 同法又は同条の規定による改正後の広島県個人情報の保護に関する法 及び執行することとなる事

(県立病院使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置)

4 料条例 例第三条ただし書に規定する使用料又は手数料の後納又は分納は、 地方独立行政法人の理事長(以下「理事長」という。)が行い、旧使用料及び手数料条 ものに関する旧使用料及び手数料条例第一条ただし書に規定する減免は、 び手数料については、なお従前の例による。この場合において、旧使用料及び手数料条 しめるものとする。 に規定する使用料又は手数料であって、県が設立した地方独立行政法人に承継される 施行日前の期間に係る第十四条第一号の規定による廃止前の県立病院使用料及び手数 (以下 「旧使用料及び手数料条例」という。)の規定により徴収すべき使用料及 理事長がこれを行わ 県が設立した

(広島県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

5 施行日前の事実に基づく第十四条第二号の規定による廃止前の広島県病院事業の設置等 方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により、 償額が百万円以上である場合とする。 償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、 に関する条例第一条に規定する病院事業の業務に従事する職員の施行日以後における賠 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する地 当該賠償責任に係る賠